



教育長に山田忠志さんが就任しました

4月1日付けで山田忠志さんが教育長に就任しました。
任期は令和8年3月31日までの3年間です。

経歴

昭和35年4月26日生まれ。63歳。

昭和58年3月、皇學館大学卒業。昭和58年4月に奈良県公立小学校教員に採用、
令和3年3月田原本町立北小学校校長を退職され、令和3年4月田原本町役場に入職し、生涯教育課社会教育指導員を務め、令和5年3月に退職。



やまだ ただし
山田 忠志さん

令和4年度の運用状況を 公開します

総務課法務文書係 ☎ 34-2114

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の令和4年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。（表1）

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。（表2）

個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表3）

総合公開窓口の利用案内

町役場2階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料が自由に閲覧できます。



公文書の開示請求・申出の運用状況（表1）

	件数	実施機関	決定内容				取り下げ
			開示	部分開示	非開示	却下	
開示請求	37	町長部局	12	16	2	7	0
	10	教育委員会	6	4	0	0	0
	0	農業委員会	0	0	0	0	0
申出	4	町長部局	4	0	0	0	0
	0	教育委員会	0	0	0	0	0
	0	選挙管理委員会	0	0	0	0	0
	0	議会	0	0	0	0	0
合計	51		22	20	2	7	0

※開示請求の決定に対する審査請求が町長部局に5件、教育委員会に1件ありました。

個人情報の開示等請求の運用状況（表2）

	件数	実施機関	決定内容	
			開示	部分開示
開示請求	2	町長部局	2	0
	0	教育委員会	0	0
合計	2		2	0

個人情報取扱事務の届出状況（表3）

実施機関	件数
○町長部局	313
町長公室	17
総務部	42
住民環境部	38
健康福祉部	125
産業建設部	89
会計課	2
○教育委員会	57
○選挙管理委員会	8
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	7
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	3
合計	395

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。



南部環境開発(株)から、本町に「ふるさと応援寄附金」として500万円が寄附され、森町長が感謝状を贈呈しました。

同社からの寄附は平成25年から始まり、今回で9回目となります。北川秀修代表取締役は「町の子育て支援事業などに役立てていただければ」と話していました。



(株)たまゆらとの「災害救助物資の供給やリサイクルの推進等に関する包括連携協定」を締結しました。同社は、昨年11月に町に県内初出店されました。今後、災害時に必要な物資を供給いただくほか、町内で廃棄された古着のリサイクル推進などに協働して取り組んでいきます。



入学シーズンの4月。小学校では220人が、中学校では235人が入学式を、幼稚園では96人が入園式を迎えました。

北小学校では、新入生23人が1人ずつ名前を呼ばれ元気に返事をしました。また、校長先生や児童代表からのお祝いの言葉を受けました。

3/30

南部環境開発(株)が田原本町へ寄附
本町まちづくりを応援

3/30

(株)たまゆらとの包括連携協定
古着の再生や災害対応で

4/7~

入学式
新生活をスタート



町内各幼稚園、小・中学校で卒園式・卒業式が行われました。田原本幼稚園では、卒園児が園長先生から修了証書をお祝いの言葉とともに受け取りました。卒園児たちは、保護者へお礼の言葉とともに卒園の歌を元気よく歌い、先生や保護者に見送られて思い出の園舎を後にしました。

3/14~

幼稚園卒園式
思い出の園舎を後に



町在住の木村まいるさんが「第71回こども二科展」で入選したことを報告するため、森町長らを表敬訪問しました。木村さんは「これからもっと絵が上手くなるように頑張りたいです」と抱負を語り、町長から「たくさんチャレンジしてってください」と激励の言葉がかけられました。

3/16

木村まいるさん表敬訪問
こども二科展で入選



贈呈の様子と寄贈された交通安全グッズ

(一財)奈良県交通安全協会と(公財)奈良県防犯協会からランドセルカバーなどの交通安全・犯罪被害防止グッズを町内の各小学校へ寄贈していただきました。これらの交通安全グッズには、新入学児童が交通事故や犯罪被害に遭わないようにとの思いが込められています。

3/27

交通安全・犯罪被害防止グッズの寄贈
被害に遭わないように

小型家電製品の無料収集 (要予約)

環境未来推進課 ☎ 33-1660

実施日時・収集場所 (雨天決行)

6月17日(土)午前9時～11時30分

中央体育館駐車場 (平田46)

申込期間 (必ず申込が必要です)

5月15日(月)～6月12日(月) (土・日曜日を除く)

に環境未来推進課へ直接または電話で、当日持込される人の住所・氏名・連絡先と持参される家電製品の種類、持込希望時間をお伝えください。

対象 (下記以外のものは収集できません)

町内に住所を有する人が、その住所において使用していた下記の家電製品

収集できるもの (1住所3点まで) …プリンター・空気清浄機・扇風機・炊飯器・電子レンジ・オーブントースター・電動ミシン・電気ストーブ (灯油を使用しないもの)

※電池・バッテリーがある場合は取り外し、有害ごみの日に出してください。(当日の回収はできません)

※コードは切断してお持ちください。

※プリンターのインクは、取り外してお持ちください。

持ち込み希望時間

①午前9時～9時30分 ②午前9時30分～10時

③午前10時～10時30分 ④午前10時30分～11時

⑤午前11時～11時30分

※各時間予定数に達し次第受付を終了します。

※当日、本人確認できるものを持参してください。(運転免許証・保険証など)

※家電の下ろし作業はご自身でお願いします。

※駐車場での事故などの責任は一切負えません。

5月5日「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」

「児童福祉週間」とは、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことです。

子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的としています。



〈令和5年度児童福祉週間標語〉

「小さなて みんなではぐくみ 育ててく」

令和3年度中に全国225ヵ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は20万7,660件で、過去最多となりました。(厚生労働省より)

児童虐待の事態を深刻化させないためには、早期発見が大切です。ご近所、友人など少しでも気になることがあれば、連絡をください。その連絡が養育者を救うことにもなります。また、養育者自身が虐待してしまいそうなどの相談内容もお受けします。

相談先

町役場子ども未来課

●総合相談係 (庁舎内) ☎ 33-9095

●子育て相談係 (保健センター) ☎ 33-9035

月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

●児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 (いちはやく)
※子どもへの虐待などの緊急の通告は休日・夜間にかかわらず24時間受け付けています。

「田原本町小学校3校統合施設基本構想」を策定

教育総務課教育施設マネジメント係
☎ 33-9150

本構想策定に係る検討経緯

平成27年度から町内小学校・幼稚園の規模及び配置の適正化についての検討を重ねてきました。

令和3年度には、外部有識者会議の開催・再配置パターンの比較評価・住民説明会の開催などを経て「田原本町小中学校施設再配置基本計画」を策定しました。

令和4年度には、外部有識者会議並びに住民協議会の開催・教職員アンケート・保護者説明会・住民説明会などを実施しました。そして、令和5年3月に「田原本町小学校3校統合施設基本構想」を策定しました。

※詳細は広報6月号でお知らせします。

田原本小学校の敷地に新校舎建設

建設候補地となった東・北・田原本の既存3小学校の敷地及び新候補地の一例として青垣生涯学習センターエリアについて、7つの観点から分析を行い、点数化して各候補地の特徴等を把握し、比較検討した結果、田原本小学校敷地を統合候補地として、施設配置などを検討していくことになりました。



基本構想の詳細は町ホームページをご覧ください

住宅の耐震化・ブロック塀などの撤去の支援

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。

詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
住宅の耐震化

1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

支援内容 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。

費用 無料

募集件数 10件 (抽選)

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震費の3分の2の額 (1,000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は8万6,000円

募集件数 2件 (抽選)

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震改修工事費の5分の4の額 (1,000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は100万円

対象となる条件 耐震改修工事で、耐震診断結果が1.0未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事、または0.7未満と診断された住宅を0.7以上とする耐震改修工事

募集件数 3件 (抽選)

4 耐震シェルター設置工事補助

対象となるもの 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類	建築年	床面積
1 木造住宅の無料耐震診断	町内にある木造住宅 (注1)	平成12年5月31日以前の着工	床面積の制限なし (注2) 2階建て以下
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある一戸建て住宅 (非木造住宅も対象)	建築年問わず	床面積の制限なし (注2)
3 木造住宅の耐震改修工事費補助 (注3)	町内にある木造住宅 (注1)	平成12年5月31日以前の着工	床面積の制限なし (注2)
4 耐震シェルター設置工事補助	町内にある木造住宅 (注1)	平成12年5月31日以前の着工	床面積の制限なし (注2) 2階建て以下

補助金の額 工事費の2分の1の額 (1,000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は20万円

対象となる条件 町が指定する耐震シェルターを設置する工事

募集件数 1件 (抽選)

5 ブロック塀などの撤去費補助

対象となるもの 対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事

補助金の額 ブロック塀などの撤去に要する経費 (1mにつき1万円を上限)の2分の1の額 (10万円が上限)

募集件数 4件 (抽選)

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へ。申込多数の場合、昭和56年5月31日以前着工の住宅が優先。

抽選応募期間 5月8日(月)～19日(金) (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

※募集件数に達しない場合は抽選日以降12月28日(木)まで随時受け付けます。

抽選日時 5月22日(月)午前10時

場所 町役場303会議室

※抽選の場合はご連絡します。

工事などの完了期日

申し込み後、次の完了期日までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

完了期日

令和6年1月29日(月)

注1 木造以外の構造が混在している住宅、平成12年6月1日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。

注2 店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の2分の1未満のもの。

注3 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限りです。

令和5年度後期高齢者健康診査が6月から始まります

保険医療課福祉・高齢医療係 ☎ 34-2095 / ☎ 34-2096

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に、県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施しています。



対象者には5月下旬に受診券を送付します。心臓病や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見することで、必要に応じて早めに治療を受けることができます。

皆さんもご自分の健康状態をチェックするよい機会だと捉えて、ぜひご利用ください。

※次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などにご相談ください。

- 病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している
- 事業主健診など、ほかで健康診査を受診する機会がある
- 施設に入所している（障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※令和5年4月～11月に75歳になる人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※令和5年12月以降に75歳になる人は、令和6年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険またはほかの健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

健診の概要

実施期間 6月～令和6年1月末日

検査内容

- 問診 ● 身体計測（身長、体重、BMI）
- 診察 ● 血圧測定 ● 血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク） ● 貧血検査
- 心電図検査

※前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。

費用 無料

マイナンバーカードなど受付時間の延長と休日開庁

受付時間の延長

5月10日(水)・24日(水)、6月7日(水)
午後7時まで（交付の受付は午後6時30分まで）

休日開庁

5月14日(日)
午前10時～午後4時

窓口が大変混み合いますので
お時間に余裕をもってご来庁ください。

業務内容

①～③以外の業務は行いません。窓口の混雑状況によっては、お時間をいただくことがあります。

①マイナンバーカード交付窓口…マイナンバーカードの交付・申請、電子証明書更新

※受け取り方法など詳しくは、マイナンバーカードの交付準備が整い次第送付している交付通知書（ハガキ）または町ホームページをご覧ください。

②マイナポイント支援窓口…マイナポイント予約・申込
※マイナポイント事業の申込は、マイナンバーカードを令和5年2月28日までに申請された人が対象です。

※マイナポイント事業自体の申込期限は9月30日までです。早めの申請をお願いします。

③保険証利用登録支援窓口

窓口での印鑑登録証明書の取得

窓口での印鑑証明書の取得には「印鑑登録証」か「住民カード」の提示が必要です。忘れずに持参してください。利用者証明用電子証明書が登録されたマイナンバーカードで、印鑑証明書と住民票を取得できます。

問い合わせ

- マイナンバーカード交付窓口
総合窓口課 ☎ 34-2087
- マイナポイント支援窓口
総務課 ICT 推進室 ICT 推進係 ☎ 34-2073
- 保険証利用登録支援窓口
保険医療課 ☎ 34-2097



※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

こんなときには届出が必要です

桜井年金事務所 ☎ 42-0033
町総合窓口課 ☎ 34-2087

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合もありますので、必ず届出をしましょう。

国民年金の加入種別

- 第1号被保険者…自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなどの人が対象となり、第1号被保険者

20歳以上60歳未満の人はこんなときに届出が必要です

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき (厚生年金保険加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・退職日のわかる書類または被扶養者でなくなったことわかる書類(離職票、退職証明書、資格喪失証明書など) ・年金手帳など基礎年金番号の確認ができるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき、配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・本人確認書類 ・マイナンバーの確認ができるもの

※本人確認書類は、写真つきの場合は1点（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）、写真なしの場合は2点（健康保険の被保険者証、年金手帳、医療受給者証など）ご用意ください。

※退職など同日で第2・3号の被保険者となる場合は、届出は不要です。

※新型コロナウイルス感染症により収入が減少した人は、国民年金保険料免除の臨時特例を受けることができる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金支給対象期間について

保険医療課国保医療係 ☎ 34-2097
福祉・高齢医療係 ☎ 34-2095 / ☎ 34-2096

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人に傷病手当金が支給されます。支給対象期間は令和5年5月7日(日)までになります。該当する人は申請をお願いします。

■対象者

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の被用者（会社などから給与の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる人。

■支給対象期間

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入期間中で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から、仕事を休んでいた期間。

※適用は令和2年1月1日から令和5年5月7日(日)まで（入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで）

■支給額

右記の計算式により算出した金額

■申請方法

ホームページから申請書をダウンロードするか、電話で申請書の郵送希望をお伝えください。

- 申請書の被保険者用（国保の場合は世帯主用も）・事業主用・医療機関用を保険医療課へ郵送してください。

支給額の計算式

(直近の継続した3月間の給与収入合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 支給対象となる日数

※給与の全額が支払われる期間の支給はありません。給与の一部を受ける場合で、傷病手当金より少ないときは差額を支給します。



◀ ホームページも併せて
ご覧ください